

会 議 録

会 議 名	令和5年度 山形市公設地方卸売市場取引委員会
開催日時	令和5年10月12日(木) 11:00～11:30
開催場所	山形市公設地方卸売市場管理棟4階大会議室
主 催	山形市公設地方卸売市場管理事務所
出席者	<p>(1) 委 員</p> <p>西岡正樹 委員長、佐藤真二 委員、二ノ戸長作 委員、鈴木徹郎 委員 相澤啓一 委員、有海広吉 委員、長岡孝直 委員、渡邊芳弘 委員 石山秀雄 委員、鈴木雅昭 委員、栗原秀行 委員</p> <p>(2) 事務局</p> <p>伊藤所長(兼)新地方卸売市場整備推進室長、清野市場管理総括主幹 (兼)副所長(兼)新地方卸売市場整備推進室副室長 相田副所長(業務担当)(兼)業務係長、板垣主幹</p>
審議事項	<p>(1) 令和6年における休開市日の設定について</p> <p>(2) その他</p>
傍 聴 者	なし
審議経過	下記記載のとおり
提出された資料の名称	<p>次第</p> <p>令和5年度 山形市公設地方卸売市場取引委員会 出席者名簿</p> <p>令和6年における休開市日の設定について(案)</p> <p>東京都 令和6年 休開市日の設定について 参考資料：東京都</p> <p>令和6年 臨時休開市日一覧表 参考資料</p> <p>令和6年 山形市公設地方卸売市場 休開市日(案)</p> <p>山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則(抜粋) 資料</p> <p>取引委員会にかかる関係条例等 資料</p>
作成者	地方卸売市場管理事務所 主幹 板垣賢

- 1 開会
- 2 開設者あいさつ(伊藤所長)
- 3 委員長あいさつ(西岡委員長)

4 議事録署名委員の指名（2名）

委員長より 有海広吉 委員と 渡邊芳弘 委員 を指名

5 審議事項

（1）令和6年における休開市日の設定について

【内容説明】

1 開会

○事務 局：定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日、司会を務めます、管理事務所副所長の清野一男です。

ただ今から、令和5年度山形市公設地方卸売市場取引委員会を開会いたします。委員の皆様方には、ご多用中のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。取引委員会の委員の任期でございますが、令和4年4月1日から、令和6年3月31日までとなっております。

次第裏側の出席者名簿をご覧ください。委員の皆様をご紹介させていただきます。委員の皆様は、着席したままでお願いいたします。

（委員の紹介）続きまして、事務局を紹介申し上げます。

（事務局の紹介）以上で、紹介を終わります。よろしくをお願いいたします。

2 開設者あいさつ

○事務 局：それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

次第2 開設者あいさつを、山形市農林部地方卸売市場管理事務所長の伊藤より申し上げます。

○伊藤 所長：開設者あいさつでございますが、市長は、他の公務のため出席できませんので代わって一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、ご多用のところ、山形市公設地方卸売市場取引委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から市場運営につきまして、適切なご助言ご指導をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、卸売市場を取り巻く情勢につきましては、少子高齢化や人口減少等による食料消費の量的変化、また、新型コロナウイルスの影響等がありますが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、社会経済活動が活発化してきており、生鮮食料品等の消費拡大に期待するところであります。

本日、ご審議いただきますのは、「令和6年における休開市日の設定について」でございます

す。委員の皆様には、忌憚の無いご意見を賜りますようお願い申し上げます。

3 委員長あいさつ

○事務局：続きまして、次第3 委員長あいさつを、西岡委員長よりお願いいたします。

○西岡委員長：皆様、おはようございます。委員長を務めさせていただきます西岡と申します。本日は、お忙しい中、皆様にお集りいただきまして誠にありがとうございます。本日の議題は「令和6年における休開市日の設定について」でございます。議事運営につきましては、皆様のご協力が不可欠でございます。忌憚の無いご意見を賜りますようお願いいたします。

○事務局：ありがとうございました。それでは、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第63条第1項の規定により、西岡委員長に議長をお願いいたします。西岡委員長よろしくお願いたします。

○西岡委員長：それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

4 議事録署名委員の指名

○西岡委員長：次第4をご覧ください。次第4 議事録署名委員の指名について、2名の方を指名させていただきます。

令和5年度の議事録署名委員は、有海広吉 委員と、渡邊芳弘 委員をお願いいたします。

5 審議事項

○西岡委員長：続いて、次第5 審議に入ります。(1) 令和6年における休開市日の設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：お手元の資料1ページをご覧ください。「令和6年における休開市日の設定について(案)」でございますが、青果部会、水産部会で検討していただいた内容をもとに作成しております。

1 設定の考え方でございますが、東京都中央卸売市場の休開市日を参考とし、原則として祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日の無い週においては日曜日及び水曜日を休市とします。

また、【青果物】と【水産物】の休開市日が、可能なところで同一日となるよう、調整を図ります。

資料 2 ページ 参考資料をご覧ください。令和 6 年の東京都における休開市日の設定についての資料になります。

【青果物】と【水産物】がございますが、

【青果物】(1)、【水産物】(1)

原則として従来どおり、祝日の有る週においては日曜日及び祝日を、祝日の無い週においては日曜日及び水曜日を、休市日とします。

【青果物】(2)、【水産物】(2)

年始は1月1日から4日まで休市、1月5日(水)から開市です。

次に【青果物】(3)【水産物】(3)

2月14日(水)、7月17日(水)の同一週に月曜祝日が有る水曜日も休市です。青果物のみの休市となります。また、11月20日(水)の同一週に土曜祝日が有る水曜日も休市です。この日は【青果物】【水産物】どちらも休市となります。

次に【青果物】(4)【水産物】(4)

ゴールデンウィークは、5月3日(金)から5日(日)の三日間休市とします。

次に、【青果物】(5)、【水産物】(5)

1月8日(月)、2月23日(金)、5月6日(月)、8月12日(月)の祝日に開市、同一週の1月10日(水)、2月21日(水)、5月8日(水)、8月14日(水)は、休市です。祝日の臨時開市が、年間四日になります。

次に、【青果物】(6)、【水産物】(6)

お盆の期間は、8月14日(水)から16日(金)の三日間休市です。

次に、【青果物】(7)、【水産物】(7)

年末は、12月29日(日)は開市、30日(月)は【青果物】のみが休市、31日(火)は【青果物】【水産物】ともに休市です。下段の記載になりますが、東京都では、水産物のみの開市日が三日、発生することになります。

なお、東京都では、他市との調整も行い、大阪市、名古屋市と、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆の期間の休市日は統一され、ほぼズレの無いかたちになっています。

以上が、東京都の休開市日の設定についての概要になります。

資料 1 ページにお戻りください。

2 休開市日の設定でございますが、山形市においては、記載のとおり、東京都とほぼ同様としております。

(1) 年始は1月1日から4日まで休市、1月5日(金)から開市です。

- (2) 2月14日(水)、7月17日(水)の同一週に月曜祝日が有る水曜日も休市とします(青果物のみです)。11月20日(水)の同一週に土曜祝日が有る水曜日も、【青果物】【水産物】ともに、休市とします。
- (3) ゴールデンウィークは、5月3日(金)から5日(日)の三日間休市とします。
- (4) 1月8日(月)、2月23日(金)、5月6日(月)、8月12日(月)の祝日に開市し、同一週の1月10日(水)、2月21日(水)、5月8日(水)、8月14日(水)を休市とします。祝日の臨時開市は、年間四日になります。
- (5) お盆の期間は、8月14日(水)から16日(金)の三日間休市とします。
- (6) 年末は、12月29日(日)は開市、31日(火)は休市とします。

【青果物】において、東京都と違うのは、年末、東京都は12月30日(月)及び31日(火)の両日が休市ですが、山形市は30日(月)を休市とはしません。

【水産物】においては、東京都と、全て同じになります。結果、【水産物】のみの開市が二日、発生することになります。2月14日(水)と、7月17日(水)です。

年間の休開市の日数は、

【青果物】開市日数252日、休市日数114日、内、臨時休市日数47日、臨時開市日数4日です。

【水産物】開市日数254日、休市日数112日、内、臨時休市日数45日、臨時開市日数4日です。

次に、3 過去3年間の開市日数 及び 臨時休開市の日数について、下段の枠の部分に記載しております。

続きまして、資料3ページの参考資料をご覧ください。

山形市と東京都の臨時休開市日一覧表になります。

山形市と東京都の違うところは、12月30日(月)、東京都は青果物のみ休市としていますが、山形市は休市としていません。それ以外は、山形市は、東京都と全て同じとなります。

続きまして、資料4ページをご覧ください。令和6年の山形市市場の休開市日について、カレンダー表記に整理したものを記載しております。

参考に、資料5ページが【青果物】のみのカレンダー表記で、資料6ページが【水産物】のみのカレンダー表記の資料になります。

資料7ページは、市場業務条例施行規則より抜粋 第3条(開場の期日)の規定になります。

資料 8 ページ、9 ページの資料につきましては、取引委員会に係る条例及び施行規則になります。

以上で、令和 6 年における休開市日の設定について、ご提案させていただきます。

○西岡委員長：事務局より「令和 6 年における休開市日の設定について」提案がありましたがご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○西岡委員長：ご意見等が無いようですので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第 6 3 条第 3 項の規定により、採決をさせていただきたいと思っております。

それでは、審議事項（1）令和 6 年における休開市日の設定について、事務局（案）に賛成される委員の挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって、事務局提案のとおり決定しました。

【採決】（参加委員の全員賛成により、事務局提案のとおり可決された。）

○西岡委員長：続いて、審議事項（2）その他 について、事務局からお願いします。

○事務局：その他 でございますが、事務局からはございません。

○西岡委員長：委員の皆様から、何かございますか。何も無いようですので、以上で審議は終了とします。審議へのご協力ありがとうございました。

6 その他

○事務局：西岡委員長、ありがとうございました。それでは、次第 6 その他 に移ります。ここで、事務局から事務連絡があります。

○事務局：それでは、事務局から連絡させていただきます。皆様のお手元に「市場の概要」を配付させていただいておりますので、後程、ご覧になってください。

また、「市場まつり」のご案内のチラシがございます。11月12日（日）、午前9時からの開催となります。4年ぶりの開催となります、大勢の皆様からご参加をいただきたくよろしくお願いいたします。

○事務局：ほかに、皆様から何かございましたらお願いします。何も無いようですので、これもちまして、令和 5 年度山形市公設地方卸売市場取引委員会を閉会いたします。委員の皆様、本日は、誠にありがとうございました。

午前 11 時 30 分 閉会